

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、コーポレート・ガバナンスの確立を企業経営の最重要課題と認識しております。企業経営の健全性の確保、透明性・効率性の向上を目的とし、コンプライアンス体制を強化するとともに、積極的なIR活動等を通じてディスクロージャーをさらに充実させ、企業行動の効率化を推進してまいります。また、株主をはじめとするステークホルダーのために、企業価値の増大を目指し、利益の還元に努めてまいります。

取締役につきましては、経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できるようにするため、任期を1年としております。また、経営と業務執行の権限及び責任を明確化し、業務執行体制ならびにコーポレートガバナンスのさらなる強化を図るべく執行役員制度を導入しております。また、執行役員制度の拡充に伴い、取締役会による意思決定機能を一層強化することを目的として、平成22年6月に取締役の員数を10名以内から5名以内へ変更いたしました。

当社は、監査役設置会社形態を採用しております。監査機能を強化するために、監査役4名のうち3名が社外監査役であり、取締役の業務執行について厳正な監査を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
明治安田生命保険相互会社	1,895,800	7.97
株式会社健商	1,555,640	6.54
株式会社スズケン	1,355,100	5.69
日本医療事務センター従業員持株会	1,100,336	4.62
新村 勝由	1,049,500	4.41
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	947,900	3.98
株式会社三井住友銀行	819,920	3.44
株式会社メディカルー光	595,600	2.50
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	514,000	2.16
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	468,700	1.97

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
-------------	--------

決算期	3月
-----	----

業種	サービス業
----	-------

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
---------------------	---------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	5名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	5名
社外取締役の選任状況	選任していない

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、効率的かつ効果的な監査を行うため、会計監査人と監査計画や監査結果等に関する定期的なミーティングを実施しております。更に、必要に応じて意見交換を行い、相互の連携の強化を図っております。
また、当社は、内部監査部門として監査室を設置しております。10名の人員にて、全国の拠点並びに子会社を対象とした内部統制の有効性及び実際の業務遂行状況等について監査を実施しており、監査結果は、監査室から監査役に対して定期的に報告されております。更に、必要に応じて意見交換を行い、相互の連携の強化を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
仲俣 光弘	税理士								○	
古川 晴雄	弁護士								○	
佐藤 英夫	他の会社の出身者				○				○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

--	--	--	--

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
仲俣 光弘	○	——	税理士として会計・税務分野等における豊富な経験と専門的見地から、当社取締役会及び監査役会において、経営上有用な指摘や発言を行っており、当社のコンプライアンスの維持・向上への貢献が期待できるほか、当社と重要な取引関係がない等、独立性も確保されており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。
古川 晴雄	○	——	弁護士として法律分野等における専門的見地から、当社取締役会及び監査役会において、経営上有用な指摘や発言を行っており、当社のコンプライアンスの維持・向上への貢献が期待できるほか、当社と重要な取引関係がない等、独立性も確保されており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。
佐藤 英夫	○	——	会社経営者としての実績もあり、これまで培ってきた豊富なビジネス経験と幅広い見識及び社外監査役としての経験を有していることから、当社取締役会及び監査役会において、経営上有用な指摘や発言、当社のコンプライアンスの維持・向上への貢献が期待できるほか、当社と重要な取引関係がない等、独立性も確保されており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新

3名

その他独立役員に関する事項

平成23年3月期の取締役会への出席状況につきましては、全17回開催されました取締役会の内、仲俣光弘氏は14回、古川晴雄氏は16回出席し、必要に応じて取締役から説明を求め、業務執行状況に関する確認を行いました。
なお、佐藤英夫氏は、平成23年6月開催の定時株主総会にて選任された独立役員であります。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

(1)ストックオプション制度の導入

当社は、業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的に、取締役に対するストックオプションとして新株予約権を割り当てることができることとしております。

なお、会社法の施行に伴い、取締役に付与するストックオプションは、報酬等の一部であると位置付けられました。また、取締役に付与するストックオプションの報酬等の額は、年額3,000万円以内としております。

(2)その他

当社は、平成19年6月28日開催の第39回定時株主総会終結の時をもって、役員報酬の一部として、企業業績に応じた報酬制度を導入いたしました。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役のみならず従業員に対するストックオプションの付与を実施し、就業意欲や士気を一層高め、業績の向上を目指しております。また、適切な監査業務の遂行を通じて業績向上に寄与させるという観点から、監査役もストックオプションの付与対象としております。監査役に付与するストックオプションにつきましても、会社法の施行に伴い報酬等の一部であると位置付けられ、その報酬等の額は、年額600万円以内としております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成23年3月期に取締役に支払った報酬等は次のとおりであります。

報酬 134百万円

・全て社内取締役に対する報酬であります。

・報酬の額には、役員賞与による報酬額及びストックオプションによる報酬額を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等の額及び算定方法については、社内規程によって定められております。
役員の基本報酬は、取締役報酬と業務執行報酬により構成されており、業務執行報酬につきましては、同業他社の水準・会社業績及び社員とのバランス等を考慮し、取締役会の委任により経営会議で審議することとしております。
また、賞与につきましては、役割に応じて取締役分と業務執行分をそれぞれ支給し、業務執行分につきましては、会社の業績を反映させた利益連動報酬としております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

(1)取締役会の開催に際し、社外監査役に対して事務局である総務人事部から開催通知を送付いたします。また、その他の情報連絡等につきましても総務人事部が窓口機能を担っております。
(2)監査役の独立性の確保と監査役監査の実効性を高めることを目的に、平成18年10月に監査役会の直属の組織として監査役室を設置し、社外監査役を含む監査役の職務遂行の全般的なサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社の取締役会は、取締役5名で構成されており、原則として月1回の取締役会を開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、当社グループ全般の重要な経営方針を決定するほか、取締役の業務執行状況を監督しております。また、経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できるようにするため、取締役の任期を1年としております。更に、業務の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離するため、執行役員制度を導入し、取締役会の監督機能を強化しております。

当社は、取締役会の意思決定の迅速化・効率化を図るため、経営会議を週1回開催しており、業務執行方針等経営上の重要事項を審議しております。経営会議は、社長をはじめ各事業部門及び管理部門の担当役員等で構成されております。

当社は監査役制度を採用しております。監査役は4名(内3名が社外監査役)であり、独立性、公正性、透明性を確保しております。また、財務・会計に知見を有する監査役を選任しております。監査役は、取締役会をはじめとする重要な会議に出席し、必要に応じて取締役等から説明を求め、取締役の業務執行状況に対し適切な監査を行ってまいります。また、取締役会と連動して月1回の監査役会を開催し、監査の方針や計画を定めるとともに、監査に関する重要な事項について各監査役から報告を受け、協議または決議を行っております。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、海南監査法人に所属する真船洋一郎(継続監査年数2年)及び古川雅一(継続監査年数4年)の2氏であり、独立の立場から会計に関する意見表明を受けております。当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士2名です。

更に当社は、監査役、会計監査人及び監査室の相互連携を強化し、経営活動全般を対象とした監査の質の向上に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現在当社は、適任者が不在であるため社外取締役を選任しておりませんが、今後、識見・能力等が優れた候補者を選任する所存であります。また、当社は、監査役4名のうち3名を社外監査役とすることで、経営の監視機能を強化しております。監査役は、取締役会及びその他重要な会議への出席等を通じて、客観的かつ中立の立場から取締役の業務執行状況の監督・監視を行っておりますので、当社の経営の監視機能は、現体制下においても十分に機能していると判断しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	従来から、株主総会招集通知の早期発送に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	平成21年6月の定時株主総会より、集中日を回避した日程で株主総会を開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	議決権行使の円滑化及び促進を図る目的で、平成20年6月の株主総会からインターネット利用による議決権行使の方法を導入しております。
その他	当社に対する株主の理解の促進を図る目的で、平成19年6月の株主総会より事業報告のビジュアル化を行っております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、個人投資家向けの会社説明会を適宜開催しております。当社の事業内容、業績の推移及び今後の見通し等につきまして、代表取締役社長自ら説明を行います。また、質疑に対する回答は、主に社長が担当いたしますが、必要に応じて担当役員が補足説明を行います。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、アナリスト・機関投資家向けの説明会を半期に1回開催しております。開催の時期は、毎年の中間決算(11月)及び年度決算(5月)発表後であります。決算の概要、業績の分析及び今後の見通し等につきまして、代表取締役社長自ら説明を行います。また、質疑に対する回答は主に社長が担当いたしますが、必要に応じて担当役員が補足説明を行います。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社は、ホームページに投資家向けの「株主・投資家情報」を掲載し、情報提供を行っております。主な内容は、最近5年間の有価証券報告書、半期報告書、決算情報、説明会資料、年度・中間報告書(旧事業報告書)及びプレスリリース等の資料です。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社の情報取扱責任者は、執行役員経営企画部長の小熊邦夫です。また、IR担当部署は広報室であり、IR活動に係る証券取引所との連絡担当者は、広報室長の翁理莉です。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、当社グループの企業行動指針であります「NICグループ企業行動基準」の中で、業務遂行上における当社のお客様や取引先等の立場の尊重について定め、社内に周知しております。主な内容は、個人情報の保護義務、不正な競争の禁止、他社知的所有権の尊重、環境保護等であります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、個人情報保護の観点から、個人情報の提供に関する方針を制定し、規程及びマニュアルを策定しております。なお、当社の「個人情報保護方針」は、ホームページに掲載しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1)内部統制システムに関する基本的な考え方

当社グループは、取締役が法令及び定款を遵守し、善良な管理者としての注意義務及び忠実義務を履行するとともに、監視・監督の有効な相互牽制が機能する適正で効率的な事業体制の整備・充実に取り組んでまいります。

更に、その継続的改善を図ることにより、健全で透明性の高い企業として社会の責任に応えてまいります。

(2)内部統制システムに関する整備状況

-1. 当社は、平成18年5月2日開催の取締役会において、会社法施行に伴う内部統制システム構築の基本方針を決議いたしました。その基本方針に基づき内部統制システムの体制を構築してまいります。また、経営環境の変化に伴う見直しを随時行っております。

-2. 内部統制の運用・検証体制の仕組み

・取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定め、業務執行を行っております。

・内部監査については、社長直轄の監査室を設置しており、業務全般の妥当性及法律・法令の遵守状況について内部監査を実施し、業務の遂行と改善に向けた助言・勧告を行っております。また、会計監査人と監査役会との意見交換を実施する等連携の強化を図り、内部統制の有効性の検証を行っております。

-3. コンプライアンス体制の整備状況

・企業としての社会的信頼に応え、企業倫理・法令遵守の基本姿勢を明確にすべく、グループ会社を含めた全役職員を対象とした行動指針として「NICグループ企業行動基準」を定め、全役職員に対する研修を実施するとともに、「NICグループ企業行動基準」の見直しを行う等、企業倫理の浸透を図っております。

・当社は、取締役社長もしくは取締役社長が任命する役員を委員長とするコンプライアンス組織を設置しており、企業倫理、安全衛生、労務管理、個人情報保護を中心に、コンプライアンス体制の構築及び運用を行っております。

-4. 情報管理体制

・取締役の職務の執行に係る情報については、文書取扱規程等の社内規程に従い適切に保存及び管理を行っております。

-5. リスク管理体制

・当社が定めたリスク管理基本規程に基づき、グループ全体のリスク管理に係る基本方針や体制を取締役会で定め、リスクの低減及び発生 of 未然防止に努めております。

・子会社のリスクの管理についても、リスク管理統括部署が関連事業部と連携し、リスクの把握及び管理状況について報告を受ける体制を整備しております。また、子会社においても、当社が定めたリスク管理基本規程に基づき、リスク管理規程等を整備し、リスクの把握・管理に努めております。

・平成18年4月1日から「公益通報者保護法」が施行されたことに伴い、法令・諸規則及び規程に反する行為等を早期に発見し是正することを目的とする社内報告体制として、社内担当者、社外の弁護士及び第三者機関等を直接の情報受領者とする内部通報システムを整備し、内部通報規程に基づきその運用を行っております。

-6. 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・企業としての社会的信頼に応え、企業倫理・法令順守の基本姿勢を明確にすべく、グループ会社を含めた全役職員を対象とした行動指針として「NICグループ行動基準」を定め、全役職員に対して研修を実施するとともに、定期的な見直しを行う等、企業倫理の浸透を図っております。

・子会社等の関係会社管理の担当部署として関連事業部を置き、関係会社管理規程に基づき子会社の状況に応じて必要な管理を行っております。

-7. 監査の補助使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立に関する事項

・監査役に直属する監査役室を設置し、監査役の職務補助に専従するスタッフを配置しております。当該使用人に対する指揮命令権限は監査役に専属し、その人事異動、人事評価及び懲戒に関しては、事前に監査役会の同意を得るものとします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1)反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

・当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、断固たる行動をとるものとし、一切の関係を遮断し、それらの活動を助長するような行為を行わないことを基本方針としております。

(2)反社会的勢力排除に向けた整備状況

・反社会的勢力に対する基本方針を「NICグループ企業行動基準」に明記するとともに、具体的な対応策について暴力団等反社会的勢力に対する対応要領を作成し、社内イントラネット上に掲載する等、全役職員への周知徹底を図っております。

・当社では、法務部門を反社会的勢力排除に向けた対応の専門部署としており、事案の発生時には、関係行政機関や顧問弁護士との緊密な連携・連絡の上、速やかに対応できる体制を構築しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンスの充実に向けての今後の検討課題

内部統制システムの一環としてリスク管理体制を強化すべく、グループ会社との連携体制を構築するとともに、グループ全体のリスク評価及び管理体制を適切に構築し、運用してまいります。

【参考資料: 模式図】

